

環境保健部より ～保健管理から～

学 校 保 健 目 標

心身ともに健やかで活力のある生活を営めるように基本的資質や能力を養い、災害時には危険を予知し安全な行動ができる生徒の育成に努める。

今年度の重点目標

健康的な生活習慣の育成とともに、感染症に対する正しい知識を身につけ、対処していくことができる生徒の育成に努める。

健康診断について

＊ 例年、6月30日までに実施する定期健康診断については、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等の影響により、予定通りの日程では実施できません。安全面など、実施体制を整えて改めて計画をし、順次、実施していきます。

- ・ 健康診断の結果、検査や治療が必要な場合はその都度お知らせします。速やかに専門機関で受診し、検査結果を学校まで提出してください。
- ・ 原則として健康診断で異常がなかった場合、結果のお知らせは行っていません。

学校で病気やケガをしたときについて

- ・ 学校では、基本的な救急処置を行います。
- ・ 体質や副作用の問題から、内服薬の投与は控えています。
- ・ 保健室での休養は1時間を目安としています。授業に出席できないと判断した場合や受診の必要があると判断した場合は保護者の方に連絡をさせていただきます。
- ・ 校内救急体制について。 【 別紙 1 】

独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

【 別紙 2 】

- ・ 学校（登下校中、部活動を含む）でけがをして医療機関で治療を受けた場合に、災害共済給付（医療費の一部、障害見舞金または死亡見舞金の支給）が行われる制度です。

<支給の条件>

- ・ 医療費総額が5000円以上（保険を使つての支払額1500円以上）のもの。
- ・ 交通事故等で加害者があり損害賠償を受けられる場合は対象になりません。
- ・ 歯科の自由診療等、健康保険の適用にならない医療費は給付されません。
- ・ 故意、重大な過失によるものについては給付されないか、減額される場合があります。

<手続き>

- ・ 受傷後医療機関を受診した場合は、速やかに担任または部活動顧問の先生に申し出て、必要書類を保健室に取りに来てください。
- ・ 病院で記入してもらう用紙（医療等の状況）を渡しますので、必要事項を記入してもらい、保健室に提出してください。
- ・ 給付金は書類を提出し、審査を受けてからになります。また、給付金の支給は口座振込です。

学校感染症（出席停止）について

【 別紙 3 】

学校保健計画、学校安全計画について

【 別紙 4 】